銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（認知機能検査） **第十四条**　法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査（以下「認知機能検査」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一・二　略］ ［号を削る。］ （認知機能の低下の状況を判断する基準） **第十五条**　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六未満であることとする。 1.336×A＋2.499×B この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和 一　認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五 二　認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四 三　認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三 四　認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二 五　記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一 B　第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和 一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値 二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値	（認知機能検査） **第十四条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。 （認知機能の低下の状況を判断する基準） **第十五条**　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。 1.15×A＋1.94×B＋2.97×C この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和 一　認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五 二　認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四 三　認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三 四　認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二 五　記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一 B　第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和 一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値 二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値 C　第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和 一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。） 二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一